

特殊勤務手当見直し案に対する各部局意見への対応について

手当名	現行手当	当初提案	各部局意見	対応案	組合意見	再対応案
家畜保健衛生業務手当	<p>【対象範囲】 家畜保険衛生所に勤務する獣医師が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断及び農家への巡回指導の業務で家畜に直接接する業務に従事したとき。</p> <p>【単価】 所長及び病性鑑定室長：日額 870 円 上記以外：月額 15,800 円</p>	<p>農家への巡回指導業務：廃止 家畜伝染病検査業務 ：「防疫等業務手当」へ併合 家畜を御する業務 ：「種雄牛馬等取扱手当」へ 【対象範囲】 現行どおり</p> <p>【単価】 防疫等業務手当：日額 300 円(類型 ) 種雄牛馬等取扱手当：日額 300 円(類型 )</p>	<p>&lt;農林水産部&gt; 人畜共通伝染病の発生の防止、農家への巡回指導等は専門的知識に基づき一体的に行うものであり、業務を分割し、他の手当への併合は不適当 獣医学的診断業務であり、単純に家畜を御する業務ではない。 病患畜、死亡畜を扱うことが常態。食肉衛生検査所で食用の健康畜の「と畜検査手当」が月額で類型 ~ の適用と比較し、整合性に欠ける 獣医師も「人材確保が難しい職への配慮」に該当</p> <p>類型 が適当(日額、月額とも)</p>	<p>「家畜保健衛生業務手当」として存置 ・支給対象業務の見直し(縮小) 家畜保健衛生所法第3条第1項  家畜保健衛生所法第3条第1項第2号から第6号に掲げる業務のうち家畜に直接接して行う業務(農家への巡回指導業務の廃止)</p> <p>日額 300 円 ただし、死亡畜の解剖・検体採取又は患畜の殺検査・解体検査業務は、日額 600 円(理由) 殺検査及び解剖等の不快感を考慮</p>	<p>殺処分の特異性、勤務環境の劣悪を再検討して欲しい。  農家での家畜保健衛生業務において、家畜の糞便等の付着による不快感を考慮して欲しい。</p>	<p>判断指標に下記項目を追加し、再採点 「不快感」 と畜における殺直後の検査、検体採取による不快感が顕在 手足の皮膚が容易に剥がれる等損壊状態の進んだ死体の取扱いや解剖作業 病患畜の殺検査、死亡畜の解剖による不快感が顕在 犬・猫の殺処分、処理による不快感が顕在 「加算的要因」 災害時等生命の危険性の高い異常環境下における業務 相手方が積極的な加害意思図をもって暴力的威嚇等を行うような特別な緊張感の下で行われる業務 人命救助、救急活動 動物(中型・大型)の殺処分及びその実行中の暴れる動物の制御、血液の飛散等の特別な緊張感の下で行われる業務 狂犬病の殺処分、と畜検査は該当しない 日額 300 円(再対応なし) ただし、 ・死亡畜の解剖・検体採取業務は、日額 600 円(再対応なし) ・患畜の殺検査・解体検査業務は、日額 1,200 円(増額対応)</p>
防疫等業務手当(家畜伝染病)	<p>【対象範囲】 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</p> <p>【単価】 日額 290 円</p>	<p>【対象範囲】 現行どおり</p> <p>【単価】 日額 300 円(類型 )</p>	<p>&lt;農林水産部&gt; 現行の家畜伝染病以外の人畜共通感染症への危険性あり 死亡獣畜の病性鑑定、病性鑑定のための殺処分の不快感あり</p>	<p>「家畜保健衛生業務手当」の対応案に関連して、支給対象範囲の見直し(拡大) 家畜伝染病予防法第2条に定めるのうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ  家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病及び同法第4条に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾病 (理由) 家畜伝染病と届出伝染病の中の人畜共通感染症の危険性に差はない。</p>	<p>家畜伝染病による殺処分についても「家畜保健衛生業務手当」と同様の措置をお願いしたい。</p>	<p>対応する。</p>
有害物等取扱手当	<p>【対象範囲】 (1)建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びこれに類する工作物で戸、窓等を密閉したものの内部で有害物を取り扱う作業のうち、次の各号に掲げる作業に従事したとき。 ア クロールピクリン、ホルマリン又は2硫化炭素を使用して行うくん蒸作業(くん蒸箱又は小型消毒缶によるものを除く。) イ 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴うもの (2)建築物等の内部で法第2条第1項に規定する毒物その他人体に有毒な成分を含有する農薬の散布作業又は現場におけるその直接の指導業務に従事したとき。</p> <p>【単価】 日額 290 円</p>	<p>【対象範囲】 現行どおり</p> <p>【単価】 日額 300 円(類型 )</p>	<p>&lt;生活環境部&gt; 特定化学物質を取扱う業務の追加 労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質： 塩素化ビフェニル、カドミウム、シアン化カリウム、水銀等  有機溶剤を取扱う業務の追加 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質： アセトン、イソプロピルアルコール、エチルエーテル等  &lt;農林水産部&gt; 農薬の散布だけでなく消毒液の散布も該当にして欲しい ホルマリン、エタノール、シアン化合物の取扱についても該当して欲しい</p>	<p>農薬散布 大量の危険物質の取扱へ拡大(ただし、家畜保健衛生業務手当、防疫等業務手当とは併給禁止)</p>		

手当名	現行手当	当初提案	各部局意見	対応案	組合意見	再対応案												
税務手当	<p>【対象範囲】 納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う県税の賦課徴収に関する業務で次に掲げる業務(金融機関、官公署その他これに準ずる機関を対象とする業務については、当該金融機関等が納税義務者、滞納者又は犯則嫌疑者に該当する場合に限る。)とする。 (1)滞納者、不申告者等に対する徴収又は折衝の業務 (2)県税に係る更正若しくは決定のための調査又は下記の県税の賦課徴収に関する調査に必要な質問又は検査の業務 一 軽油引取税に係る更正又は決定をするための調査(警察官が同行しないものに限る。) 二 地方税法第 11 条第 1 項の第 2 次納税義務者への賦課に関する調査 三 法人事業税を申告しない法人の実態に関する調査 四 不動産取得税に係る中間登記の省略に関する調査 (3)県税に関する犯則事件の調査に必要な質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えの業務 (4)滞納処分に係る財産の捜索又は差押え若しくは搬出の業務</p> <p>【単価】 日額 1,160 円</p>	<p>「徴収業務手当」(新設)へ併合 【対象範囲】 県税犯則嫌疑者、督促状を発行してもなお応じない者に対し直接・強制的に行う徴収業務等 (例)県税滞納者、県営住宅家賃滞納者、県徴収金未納者</p> <p>【単価】 日額 600 円(類型 )</p>	<p>&lt;総務部&gt; 税務手当を独立した手当として存続(理由) 県税業務は徴収以外にも更正・決定や犯則事件調査等特殊性格があり、税外の徴収業務との併合は適当ではない。 徴収業務に限定せず、調査等の業務にも危険性・困難性がある 不動産取得税に係る中間登記の省略に関する調査は対象外とし、逆に不動産取得税に係る家屋調査、不正軽油の使用に関する調査を対象として欲しい。 (理由) 取得者の協力が好意的に得られる場合はほとんどなく、現場でのトラブルが多く発生している。</p> <p>総点数による一律の基準単価の設定には疑義。個々の業務の特殊性を勘案し、額を決定すべき</p>	<p>対応しない</p> <p>調査等業務も含め、「困難相談・折衝業務手当」へ併合(徴収業務手当の創設は行わない) 調査業務から「不動産取得税に係る中間登記の省略に関する調査」は対象外とし、「不動産取得税に係る家屋調査」、「不正軽油の使用に関する調査」を対象とする。</p> <p>&lt;困難相談・折衝業務手当の支給要件の変更&gt; 地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定による督促状を発行してもなお応じない未納者(金融機関、官公署その他これに準ずる機関を対象とする業務については、当該金融機関等が未納者に該当する場合に限る。)に関する業務のうち次に掲げる業務 一 徴収又は折衝業務 二 更正若しくは決定のための調査又はこれに準ずる調査に必要な質問又は検査の業務 三 調査に必要な質問、検査、領置、臨検、捜索又は差押えの業務 四 滞納処分に係る財産の捜索又は差押え若しくは搬出の業務</p> <p>対応しない。</p>	<p>用地交渉手当のように相手方からの積極的妨害行為のある中での交渉について、日額 1,200 円(類型 )の適用を要望。</p> <p>「税務手当」名の存続 現在の「困難相談・折衝業務手当」の範囲には、税外未収金、社会福祉業務手当、精神保健福祉業務手当、用地交渉手当を含む。</p>	<p>対応する。</p> <p>対応しない</p>												
社会福祉業務手当	<p>【対象範囲】 (1)下記職員が福祉に関する業務に従事したとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務箇所</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉事務所</td> <td>知的障害者福祉司、福祉保健課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長、社会福祉主事</td> </tr> <tr> <td>身体障害者更生相談所</td> <td>児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員及び保健師</td> </tr> <tr> <td>知的障害者更生相談所</td> <td>児童福祉司、心理判定員及び保健師</td> </tr> <tr> <td>児童相談所</td> <td>児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員及び保健師</td> </tr> <tr> <td>婦人相談所</td> <td>児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員及び保健師</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)福祉事務所に勤務する職員のうち査察指導員及び社会福祉主事(前号に掲げる者を除く。)が、社会福祉法第 15 条第 3 項又は第 4 項の業務に従事したとき。 (3)児童相談所に勤務する職員のうち社会福祉主事並びに倉吉児童相談所及び米子児童相談所の次長(第 1 号の掲げる者を除く。)が、児童福祉法第 15 条の 2 第 1 項各号の業務に従事したとき。</p> <p>【単価】 (1)月額 11,000 円 (2)、(3)日額 610 円</p>	勤務箇所	職員	福祉事務所	知的障害者福祉司、福祉保健課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長、社会福祉主事	身体障害者更生相談所	児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員及び保健師	知的障害者更生相談所	児童福祉司、心理判定員及び保健師	児童相談所	児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員及び保健師	婦人相談所	児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員及び保健師	<p>「困難相談・折衝業務手当」(新設)へ併合 【対象範囲】 当初説明日から起算して 1 月(又は 4 回目)を経過した日においてなお終了していない一連の個人に対して行われる相談、折衝業務 (例)生活保護不支給、DV 加害者、用地交渉</p> <p>【単価】 時間 300 円(類型 )</p>	<p>&lt;福祉保健部&gt; 児童相談所の相談の中には、家庭裁判所の観護措置により少年鑑別所に収容が適切な児童にも関わっており、児童自立支援施設と同様の危険性が顕在</p> <p>福祉保健局心と女性の相談室の職員の追加</p> <p>医療安全相談、エイズ等性感染症相談の追加 (理由) 医療機関における医療過誤等の相談は長期化するケースがあり、精神的緊張が高い。</p> <p>児童相談所、婦人相談所は月額検討を要望 (理由) DV 被害者、被虐待児童担当職員は、加害者等からの危険性がいつ発生するかわからない状態で勤務しており、攻撃を受けた時間のみ支給は不適</p>	<p>困難相談・折衝業務手当の支給要件の変更 各個人を訪問して行う社会福祉業務の中で、 ・県からの指導、助言等に従わない者 ・県の指導等に不満 ・通報等に基づき行う児童、婦人の一時保護 ・加害者等からの圧力的要求 ・実現困難な要求 ・予測、不可避的な暴力行為 ・その他これに準じる困難性のある社会福祉業務</p> <p>&lt;対象外と想定されるもの&gt; ・所内において行われる相談 ・心のなやみ相談等一般的相談業務 ・生活保護支給にあたっての調査、判定、指導 ・一時保護に際して行う調査、判定、指導(従わない者、不満者に対して行うものは除く)</p> <p>日額 600 円(類型 ) 相手方からの積極的妨害行為のある中での相談業務は、日額 1,200 円(類型 ) (例)他者からの通報等により緊急的に保護者から保護が必要な場合 保護者からの威嚇的な引き取り要求</p>	<p>児童相談所業務全般が特殊であり、特殊勤務手当の判断指標にいう業務を切り出すことは困難</p> <p>&lt;対象&gt; 福祉に関する規定に基づき要保護者、援護、育成又は更正の措置を要する者等を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると認められる業務に従事したとき</p> <p>ただし、児童福祉については、「訪問」に拘わらず、児童の生命、身体の安全確保のため一時保護又はその他所要の措置が緊急に必要な場合に関する相談、調査、判定、指導業務について対象とする。</p>	<p>現在の判断指標に基づき、該当業務を洗い出し、手当化する基本的方向に変更なし(該当業務の検証は実態をみながら個別に検討)</p>
勤務箇所	職員																	
福祉事務所	知的障害者福祉司、福祉保健課若しくは総務福祉課の保護係又は福祉総務課福祉係の係長、社会福祉主事																	
身体障害者更生相談所	児童福祉司、身体障害者福祉司、心理判定員及び保健師																	
知的障害者更生相談所	児童福祉司、心理判定員及び保健師																	
児童相談所	児童福祉司、専ら児童に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員及び保健師																	
婦人相談所	児童福祉司、専ら要保護女子に関する相談、指導等の業務に従事する社会福祉主事、心理療法士、心理判定員及び保健師																	

手当名	現行手当	当初提案	各部局意見	対応案	組合意見	再対応案
精神保健福祉業務手当	<p>【対象範囲】</p> <p>(1)精神保健福祉センターに勤務する職員のうち精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務で精神障害者に接して行うものに従事することを本務とする職員(医師である職員を除く。)</p> <p>(2)職員(前号に掲げる者を除く。)が次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく調査</p> <p>イ 法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 29 条の 2 第 1 項又は第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づく診察(法第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づく診察にあっては、法第 29 条第 1 項の規定に基づき入院している精神障害者に係るものに限る。)</p> <p>ウ 法第 27 条第 3 項の規定に基づく精神保健指定医の診察の立会い</p> <p>エ 法第 29 条第 1 項又は法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送</p> <p>オ 法第 47 条第 1 項の規定に基づき精神障害者を訪問して行なう精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導</p> <p>【単価】</p> <p>(1)月額 8,700 円</p> <p>(2)日額 330 円</p>	<p>「困難相談・折衝業務手当」(新設)へ併合</p> <p>【対象範囲】</p> <p>当初説明日から起算して 1 月(又は 4 回目)を経過した日においてなお終了していない一連の個人に対して行われる相談、折衝業務</p> <p>(例)生活保護不支給、DV 加害者、用地交渉</p> <p>【単価】</p> <p>時間 300 円(類型 )</p>	<p>&lt;福祉保健部&gt;</p> <p>法第 34 条に基づく医療保護入院等のための調査、診察の立会、移送の追加(理由)</p> <p>精神障害者本人の同意を得ずに行うもので同様の危険性がある。</p> <p>法第 47 条に関する業務について、来所相談も追加して欲しい。</p> <p>精神障害者の疑いがある人への対応も対象として欲しい</p>	<p>追加する</p> <p>訪問に限定(現行どおり)</p> <p>追加する</p> <p>「疑いのある者」の判定基準の要検討</p> <p>困難相談・折衝業務手当の支給要件の変更</p> <p>困難な相談業務に限定(社会福祉業務手当の項参照)</p> <p>従来の「法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 29 条の 2 第 1 項又は第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づく診察(法第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づく診察にあっては、法第 29 条第 1 項の規定に基づき入院している精神障害者に係るものに限る。)」部分は廃止</p> <p>日額 600 円(類型 )</p> <p>相手方からの積極的妨害行為のある中での相談業務は、日額 1,200 円(類型 )</p> <p>(例)他者からの通報等により緊急的に保護者から保護が必要な場合</p> <p>保護者からの威嚇的な引き取り要求</p>		
用地交渉手当	<p>【対象範囲】</p> <p>用地の取得のための折衝業務又は土地区画整理法の規定に基づく建築物等の移転若しくは除却等のための折衝業務に従事したとき。</p> <p>【単価】</p> <p>時間 320 円(日額 650 円 ÷ 2 時間)</p>	<p>「徴収業務手当」(新設)へ併合</p> <p>「困難相談・折衝業務手当」(新設)へ併合</p> <p>【対象範囲】</p> <p>当初説明日から起算して 1 月(又は 4 回目)を経過した日においてなお終了していない一連の個人に対して行われる相談、折衝業務</p> <p>(例)生活保護不支給、DV 加害者、用地交渉</p> <p>【単価】</p> <p>時間 300 円(類型 )</p>	<p>&lt;総務部&gt;</p> <p>&lt;県土整備部&gt;</p> <p>困難性の判断は回数にはなじまない。(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な事案は社会の交渉から困難。むしろ初回の交渉が最も注意と労力を要する。回を重ねる毎に相手の気持ちをはぐし、契約に向けた条件整備を行っていくものである。</li> <li>・ 同じ地権者でも、経験の浅い職員、対外的な交渉の不得手な職員は、交渉回数が多くなって手当支給の対象になり、少ない回数で要領よく交渉をまとめた職員は手当てがもらえないということになれば、明らかに不公平となるため、回数による差異を設けるべきでない。</li> <li>・ 困難事案の判断基準の一つに個別の用地交渉を 5 回以上重ねても合意に至らない場合には、組織として対応方針を検知することとなっている。</li> </ul> <p>月額 5,500 ~ 11,000 円への変更</p>	<p>用地交渉の中でも困難性を認めるものに限定することで、回数制限は行わない。</p> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に反対</li> <li>・ 補償内容、補償額に不満</li> <li>・ 実現困難な要求</li> <li>・ 土地所有者以外の第三者等からの圧力</li> <li>・ 不当要求該当事案</li> <li>・ 用地取得に伴う相続発生(土地所有者が自ら解決可能なものを除く。)</li> <li>・ 境界及び所有権に争いのある土地の取得(権利割合の紛争も含む。)</li> <li>・ その他これに準じる困難性のある用地交渉</li> </ul> <p>困難性の判断は、用地交渉日誌において確認</p> <p>日額 600 円(類型 )</p> <p>相手方からの積極的妨害行為のある中での用地交渉は、日額 1,200 円(類型 )</p> <p>(例)刃物をちらつかせる</p>		
訓練指導手当	<p>【対象範囲】</p> <p>(1)高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練業務に従事したとき。</p> <p>(2)農業大学校に勤務する職員が生徒の実習指導業務に従事したとき。</p> <p>【単価】</p> <p>(1)実技訓練を多く担当する職員</p> <p>：月額 31,600 円</p> <p>上記以外：日額 1,750 円</p> <p>(2)実習指導を本務とする職員</p> <p>：月額 29,900 円</p> <p>上記以外：日額 1,660 円</p>	<p>廃止</p>	<p>&lt;商工労働部&gt;</p> <p>廃止には了解するが、教(一)適用を検討して欲しい。</p> <p>&lt;農林水産部&gt;</p> <p>手当の存置を希望</p>	<p>対応しない。(理由)</p> <p>産業教育手当、農林漁業改良普及手当の見直し案との均衡を考慮</p>	<p>廃止やむなし。</p> <p>ただし、教(一)適用は継続検討</p>	

手当名	現行手当	当初提案	各部局意見	対応案	組合意見	再対応案
放射線取扱手当	<p>【対象範囲】</p> <p>(1)医療用放射線取扱作業に従事する診療放射線技師が X 線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき</p> <p>(2)上記職員に準ずる勤務を命ぜられた職員が X 線その他の放射線を人体に対して照射する作業のうちに掲げるものに従事したとき。</p> <p>ア 透視 イ 治療、直接撮影又は間接撮影</p> <p>(3)産業技術センターに勤務する職員が X 線その他の放射線を金属に対して照射する作業に従事したとき。</p> <p>【単価】 日額 230 円 ただし、(2)アは 1 回 5 円、(2)イは 1 回 3 円 (上限月 5,000 円)</p>	<p>支給対象範囲の縮小</p> <p>【対象範囲】</p> <p>1 週間の間に外部放射線を被曝し、その実効線量が 20 マイクロシーベルト以上であった週に従事した放射線業務に限定</p> <p>《一般人の自然界における線量限度》 年 1000 マイクロシーベルト ÷ 52 週 20 マイクロシーベルト</p> <p>【単価】 日額 300 円(類型 )</p>	<p>&lt; 商工労働部 &gt; 測定は現行どおり 1 月単位で行うこととし、それに見合う実効線量として欲しい。</p>	<p>1 週間 20 マイクロシーベルト以上 1 月 100 マイクロシーベルト以上(国基準と同じ) (理由) 測定は 100 マイクロシーベルト単位で行われており、10 マイクロシーベルト単位での測定は行っていない、若しくは数値の信頼性に欠ける(病院局聞き取り)</p>	<p>100 マイクロシーベルト以下でも被曝の危険性はある。</p> <p>1 回で 100 マイクロシーベルトの被曝と 1 ヶ月の累積による 100 マイクロシーベルトの被曝との均衡が図られない。</p> <p>重量的加算方式への変更をお願いしたい。</p> <p>放射線管理にルーズさが目立つ(フィルムバッチによる測定の不徹底等)。</p>	<p>1 月 100 マイクロシーベルト以上の被爆者について、月額 5,500 円(類型 )</p> <p>放射線管理の実態調査を行い、併せて管理、取扱の徹底を各所属に周知する。</p>
環境衛生検査等業務手当	<p>【対象範囲】</p> <p>(1)保健所に勤務する職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づくし尿処理施設の立入検査の業務に従事したとき。</p> <p>(2)保健所に勤務する職員が浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づく浄化槽の立入検査の業務に従事したとき。</p> <p>【単価】 日額 290 円</p>	<p>(1)、(2)の業務について「取締業務手当」(新設)へ振替え</p> <p>【対象範囲】 違法操業業者への立入検査等 (例)漁業取締り、麻薬及び向精神取締法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、社会福祉法</p> <p>【航海手当から併合(支給対象範囲の縮小)】 被疑者の追跡、取調べ、立入検査、検挙等身体に危害を受ける恐れが特に認められる業務に限定</p> <p>【麻薬等取締手当から併合】 麻薬取締員が行う麻薬及び向精神薬取締法に規定する職務(現行どおり)</p> <p>【環境衛生検査等業務手当から併合】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づくし尿処理施設の立入検査(現行どおり) 浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づく浄化槽の立入検査(現行どおり)</p> <p>【単価】 日額 300 円(類型 )</p>	<p>&lt; 生活環境部 &gt; アスベスト排出作業への立入検査業務の追加</p>	<p>鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第 11 条第 1 項に基づく石綿除去作業の立入検査を追加する。</p> <p>ただし、 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づくし尿処理施設の立入検査 ・浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づく浄化槽の立入検査 については、廃止</p>	<p>感染症の感染者の処理排水から感染する危険性が高い ふん尿に由来する臭い等、著しい不快性、不健康性に該当する</p>	<p>対応しない 対応しない</p>
狂犬病予防等業務手当	<p>【対象範囲】 保健所に勤務する職員が狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の規定に基づく野犬等の収容等の業務で下記業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)法第 6 条第 2 項(法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬の捕獲</p> <p>(2)法第 6 条第 9 項(法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 14 条第 1 項の規定に基づく犬の殺処分</p> <p>(3)法第 13 条の規定に基づく犬の検診又は狂犬病の予防注射</p> <p>(4)条例第 17 条第 1 項の規定による野犬等の収容(第 1 号に掲げる業務に該当するもの以外)</p> <p>(5)条例第 18 条第 3 項の規定による野犬等の殺処分(第 2 号に掲げる業務に該当するもの以外)</p> <p>【単価】 日額 420 円</p>	<p>【対象範囲】 現行どおり</p> <p>【単価】 日額 300 円(類型 )</p>	<p>&lt; 生活環境部 &gt; 傷病により保護を要する鳥獣の捕獲業務の追加</p>	<p>「種雄牛馬等取扱手当」に追加する</p> <p>保健所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したときに支給する。 (理由) 野生のいのしし、熊、鹿等捕獲する場合の危険性を考慮</p>	<p>日額 300 円 ただし、殺処分については、日額 600 円 (理由) 殺処分及び動物死体を取扱う不快性を考慮</p>	

手当名	現行手当	当初提案	各部局意見	対応案	組合意見	再対応案
災害応急手当	<p>【対象範囲】 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる県が管理する現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業、若しくは応急作業のための災害状況の調査 ア 河川の堤防等 イ 道路法第 46 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設等 エ ダム等</p> <p>【単価】 巡回監視 日額 480 円 応急作業等日額 730 円 &lt;加算&gt; 日没から日出時までの間に行われた場合 上記額の 50/100 に相当する額 人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 上記額の 100/100 に相当する額</p>	<p>現行どおり</p> <p>【単価】 巡回監視 日額 600 円(類型) 応急作業等 日額 1,200 円(類型)</p>	<p>&lt;生活環境部&gt; 地震被災後の建築物への立入調査等の建築物応急危険度判定業務の追加</p> <p>&lt;福祉保健部&gt; 災害時に被災者に対して行う救護業務の追加 生物、化学テロ等発生時に行う防疫活動業務の追加 部としては「防疫等業務手当」の拡大で要求</p>	<p>支給対象範囲の拡大 ・業務に「救護活動」の追加 ・現場に「災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域」を追加 「災害応急作業手当」に自然現象による災害だけでなく、大規模な事故を追加</p> <p>加算措置 (理由) 旧「航空機搭乗業務手当」との均衡</p> <p>立入禁止区域等のうち人事委員会が認める区域において行われた場合にあっては 100/100 (当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては 150/100) に相当する額を加算</p>		
航空機搭乗手当	<p>【対象範囲】 航空機に搭乗し、下記業務に従事したとき。 (1)消火活動、救急業務その他の消防活動 (2)災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 (3)教育訓練 (4)その他人事委員会が認める業務</p> <p>【単価】 時間 1,900 円 &lt;加算&gt; (1)下記業務に従事した場合 時間 570 円(1,900 円× 30/100 相当) ( に掲げる業務(ヘリコプターによる高度 100m 以下の低空を 30 分以上飛行して行う海上における救助業務又は空中で停止飛行して行うつり上げ救助業務に限る)が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては 855 円(1,900 円× 45/100 相当... 30/100 の 1.5 倍)) 海上における飛行距離が 100 km 以上の救助業務 ヘリコプターによる高度 100m 以下の低空を 30 分以上飛行して行う海上における救助業務、空中で停止飛行して行うつり上げ救助業務及び下記業務 一 ヘリコプターによる高度 100m 以下の低空を 30 分以上飛行して行う海洋等の汚染等の観測業務 二 ヘリコプターによる空中で停止飛行して行うつり上げ業務で条例第 37 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる業務に係るもの 三 ヘリコプターによる空中で停止飛行して行う降下の業務で条例第 37 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる業務に係るものを機外において補助する業務 日没時から日出時までの間において行う業務(前 2 号に掲げる業務を除く。) (2)飛行中のヘリコプターから降下して条例に定める業務に従事した場合 日額 870 円</p>	<p>「災害応急作業手当」へ併合 【対象範囲】 現行どおり</p> <p>【単価】 (1)(2)(4)は、時間 1,200 円(類型) (3)は、時間 300 円(類型)</p>	<p>&lt;防災監&gt; 危険性を他の業務と同一に扱うのではなく、危険度のランクづけを行うべき危険性のみならず、不快性、不健康性、困難性を伴う 不快性：溺死者、頭部や腹部等が切断された者等の救急・救助活動、気圧の変化 不健康性：病名が不明な傷病者の搬送、惨事下での人命救助活動後のストレス 困難性：緊急運航業務の精神的緊張 一般行政活動に対する業務の追加 (理由) 搭乗者の安全管理、円滑な任務遂行のための配慮として搭乗している。教育訓練も災害時等異常環境下を想定して実施しており、極めて精神的緊張感を伴う。他の業務と同様時間 1,200 円を希望 現在規定されている加算措置は必要 降下業務は危険性が高いため、別途日額 1,200 円又は 1 回 600 円の加算が必要</p>	<p>対応しない 対応しない 対応しない 対応しない</p> <p>下記のとおり措置(加算要素は現行どおり) 時間 1 時間につき 100/100(当該業務が、日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては 150/100)を加算 海上における飛行距離が 100 km 以上の救助業務 ヘリコプターによる高度 100m 以下の低空を 30 分以上飛行して行う海上における救助業務 空中で停止飛行して行うつり上げ救助業務 ヘリコプターによる高度 100m 以下の低空を 30 分以上飛行して行う海洋等の汚染等の観測業務 ヘリコプターによる空中で停止飛行して行うつり上げ業務で条例に掲げる業務に係るもの ヘリコプターによる空中で停止飛行して行う降下の業務で条例に掲げる業務に係るもの又はそれを機外において補助する業務</p> <p>時間単価を 570 円 1,200 円加算することで対応 (降下業務に対する日額による重複加算はやめる)</p>		

手当名	現行手当	当初提案	各部局意見	対応案	組合意見	再対応案
特殊現場作業手当(道路維持・修繕)	<p>【対象範囲】 交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で下記作業に従事したとき。 (1)舗装の打換、カバーリング、パッチング又は路面の整正の作業 (2)橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業</p> <p>【単価】 日額 300 円</p>	<p>支給対象範囲の縮小 【対象範囲】 日没から日出時までの間、注意報・警報発令下等運転手からの視界が不良の中で行われるものに限定</p> <p>【単価】 日額 600 円(類型 )</p>	<p>&lt;県土整備部&gt; 交通量が多い現場では危険性は同じ  季節、場所によって日没、日出時が異なり事務が複雑</p>	<p>対応しない  対応しない</p>	<p>動物死体の処分作業も追加して欲しい</p>	<p>「不快性」 手足の皮膚が容易に剥がれる等損壊状態の進んだ死体の取扱い  に該当する場合のみ、対応</p> <p>【単価】 維持作業：日額 600 円(類型 ) 死体処理：日額 300 円(類型 )</p>
特殊自動車運転等手当(除雪)	<p>【対象範囲】 特殊自動車を使用して行う除雪業務に従事したとき。</p> <p>【単価】 日額 300 円(暴風雪警報又は大雪警報発令時に行われた場合にあつては、450 円)</p>	<p>「特殊現場作業手当」へ併合 【対象範囲】 日没から日出時までの間、注意報・警報発令下等に限定</p> <p>【単価】 日額 600 円(類型 )</p>	<p>&lt;県土整備部&gt; 視界良好時でも危険性は同じであり、限定には反対</p>	<p>対応しない (参考：国の基準) 国土交通省地方整備局又は北海道開発局に所属する職員が積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第3条第1項の規定により指定された道路において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業で次に掲げるものに従事したとき。 (1)午後5時から翌日の午前6時までの間において行う作業 (2)暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業</p>		